

教育委員会が所管する行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第2号

教育委員会が所管する行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(黒石市教育支援に関する規則の一部改正)

第1条 黒石市教育支援に関する規則(平成24年黒石市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(黒石市教育委員会共催及び後援に関する規則の一部改正)

第2条 黒石市教育委員会共催及び後援に関する規則(平成25年黒石市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(黒石市学習適応指導教室運営規則の一部改正)

第3条 黒石市学習適応指導教室運営規則(平成19年黒石市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「職印」及び「㊟」を削る。

(黒石市立公民館条例施行規則の一部改正)

第4条 黒石市立公民館条例施行規則(平成18年黒石市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

(黒石市西部地区センター管理運営規則の一部改正)

第5条 黒石市西部地区センター管理運営規則(平成19年黒石市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(黒石市婦人会館管理運営規則の一部改正)

第6条 黒石市婦人会館管理運営規則(平成19年黒石市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

(黒石市農村環境改善センター管理運営規則の一部改正)

第7条 黒石市農村環境改善センター管理運営規則(平成19年黒石市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(黒石市民文化会館管理運営規則の一部改正)

第8条 黒石市民文化会館管理運営規則(平成26年黒石市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

(黒石市立小・中学校の施設の開放に関する規則)

第9条 黒石市立小・中学校の施設の開放に関する規則(昭和51年黒石市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「代表者氏名 ㊟」を「代表者氏名 」に、

「黒石市教育委員会教育長 ㊟」を「黒石市教育委員会教育長

印」に改める。

(黒石市北地区小体育館条例施行規則の一部改正)

第10条 黒石市北地区小体育館条例施行規則(平成18年黒石市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号中「氏名 _____ 印 [電話 _____]」を「氏名 _____ [電話 _____]」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

(黒石市立武道場管理運営規則の一部改正)

第11条 黒石市立武道場管理運営規則（平成19年黒石市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(スポカルイン黒石管理運営規則の一部改正)

第12条 スポカルイン黒石管理運営規則（平成26年黒石市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の3及び様式第4号中「㊟」を削る。

(黒石市スポーツ交流センター管理運営規則の一部改正)

第13条 黒石市スポーツ交流センター管理運営規則（平成29年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(黒石市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第14条 黒石市文化財保護条例施行規則（昭和52年黒石市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第13号までの規定中「印」を削る。

(黒石市歴史的景観保存条例施行規則の一部改正)

第15条 黒石市歴史的景観保存条例施行規則（平成16年黒石市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

(名勝金平成園（澤成園）条例施行規則の一部改正)

第16条 名勝金平成園（澤成園）条例施行規則（令和2年黒石市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号中「（自署又は記名押印）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。